

令和6年第1回美浜町議会定例会議案

令和6年3月4日提出

目 次

同意第 1号	美浜町固定資産評価審査委員会委員の選任について	・・・	1
同意第 2号	美浜町農業委員会委員の任命について	・・・	2
同意第 3号	美浜町教育委員会教育長の任命について	・・・	5
議案第 4号	美浜町新型コロナウイルス感染症等対策基金の設置及び管理に関する条例及び美浜町福祉基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について	・・・	6
議案第 5号	美浜町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	・・・	8
議案第 6号	美浜町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	・・・	14
議案第 7号	美浜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	・・・	20
議案第 8号	美浜町消防団条例の一部を改正する条例について	・・・	22
議案第 9号	美浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について	・・・	24
議案第10号	美浜町漁港管理条例等の一部を改正する条例について	・・・	26
議案第11号	美浜町ふれあい公園の設置及び管理に関する条例について	・・・	29
議案第12号	美浜町水道事業の設置等に関する条例及び美浜町農業集落排水事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について	・・・	36
議案第13号	美浜町水道事業給水条例の一部を改正する条例について	・・・	38
議案第14号	美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	・・・	40
議案第15号	美浜町介護保険条例の一部を改正する条例について	・・・	43
議案第16号	美浜町使用料条例の一部を改正する条例について	・・・	46
議案第17号	町道路線の廃止及び認定について	・・・	49
議案第18号	令和5年度美浜町一般会計補正予算（第8号）	・・・	別添
議案第19号	令和5年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	・・・	別添
議案第20号	令和5年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	・・・	別添
議案第21号	令和5年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第4号）	・・・	別添
議案第22号	令和5年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第1号）	・・・	別添
議案第23号	令和6年度美浜町一般会計予算	・・・	別添
議案第24号	令和6年度美浜町国民健康保険特別会計予算	・・・	別添

議案第25号	令和6年度美浜町後期高齢者医療特別会計予算	・ ・ ・	別添
議案第26号	令和6年度美浜町介護保険特別会計予算	・ ・ ・	別添
議案第27号	令和6年度美浜町土地取得特別会計予算	・ ・ ・	別添
議案第28号	令和6年度美浜町水道事業会計予算	・ ・ ・	別添
議案第29号	令和6年度美浜町農業集落排水事業会計予算	・ ・ ・	別添

同意第1号

美浜町固定資産評価審査委員会委員の選任について

美浜町固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

令和6年3月4日提出

美浜町長 八谷充則

記

住 所 美浜町大字河和

氏 名 森 保雄

生 年 昭和41年生

提案理由

この案を提出するのは、美浜町固定資産評価審査委員会委員森保雄氏の任期が令和6年3月31日で満了になるからである。

同意第2号

美浜町農業委員会委員の任命について

美浜町農業委員会に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項に規定により議会の同意を求めらる。

令和6年3月4日提出

美浜町長 八 谷 充 則

記

住 所 美浜町大字布土
氏 名 伊藤 晴夫
生 年 昭和27年生
資格区分 その他

住 所 美浜町大字河和
氏 名 鈴木 学
生 年 昭和35年生
資格区分 その他

住 所 美浜町大字河和
氏 名 富谷 孝子
生 年 昭和40年生
資格区分 認定農業者に準ずる者

住 所 美浜町河和台
氏 名 間瀬 清治
生 年 昭和30年生
資格区分 その他

住 所 美浜町大字浦戸
氏 名 須田 康德
生 年 昭和 5 1 年生
資格区分 認定農業者

住 所 美浜町大字豊丘
氏 名 服部 泰直
生 年 昭和 4 0 年生
資格区分 その他

住 所 美浜町大字野間
氏 名 夏目 嘉成
生 年 昭和 3 8 年生
資格区分 認定農業者

住 所 美浜町大字奥田
氏 名 榊原 栄介
生 年 昭和 4 5 年生
資格区分 認定農業者

住 所 美浜町大字奥田
氏 名 渡邊 剛清
生 年 昭和 3 9 年生
資格区分 その他

住 所 美浜町大字奥田
氏 名 盛田 昌子
生 年 昭和 3 0 年生
資格区分 その他

住 所 美浜町大字上野間

氏 名 天木 隆雄

生 年 昭和31年生

資格区分 認定農業者

提案理由

この案を提出するのは、美浜町農業委員会委員の任期が、令和6年5月18日で満了となるからである。

同意第3号

美浜町教育委員会教育長の任命について

美浜町教育委員会教育長に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和6年3月4日提出

美浜町長 八 谷 充 則

記

住 所	常滑市明和町
氏 名	伊 藤 守
生 年	昭和37年生

提案理由

この案を提出するのは、美浜町教育委員会教育長伊藤守氏の任期が令和6年3月31日で満了になるからである。

議案第 4 号

美浜町新型コロナウイルス感染症等対策基金の設置及び管理
に関する条例及び美浜町福祉基金の設置及び管理に関する条
例を廃止する条例について

美浜町新型コロナウイルス感染症等対策基金の設置及び管理に関する条
例及び美浜町福祉基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を別紙
のとおり提出する。

令和 6 年 3 月 4 日提出

美浜町長 八 谷 充 則

提案理由

この案を提出するのは、基金充当事業終了のため、必要があるからであ
る。

美浜町新型コロナウイルス感染症等対策基金の設置及び管理に関する条例及び美浜町福祉基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

(美浜町新型コロナウイルス感染症等対策基金の設置及び管理に関する条例の廃止)

第 1 条 美浜町新型コロナウイルス感染症等対策基金の設置及び管理に関する条例(令和 2 年美浜町条例第 32 号)は、廃止する。

(美浜町福祉基金の設置及び管理に関する条例の廃止)

第 2 条 美浜町福祉基金の設置及び管理に関する条例(平成 2 年美浜町条例第 8 号)は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第5号

美浜町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

美浜町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和6年3月4日提出

美浜町長 八 谷 充 則

提案理由

この案を提出するのは、地方自治法の一部を改正する法律及び一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、本条例を改正する必要があるからである。

美浜町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を
改正する条例

美浜町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例(令和元年美浜町条例第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第13条第4項各号列記以外の部分中「100分の120」を「100分の122.5」に改める。

第13条の次に次の1条を加える。

(勤勉手当)

第13条の2 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する任期の定めが6か月以上の職員に対して、当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6か月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の町長が規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、町長が規則で定める基準に従って任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の総額は、勤勉手当の支給を受ける当該職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料の月額とする。

4 前条第2項及び第3項の規定は、勤勉手当の支給について準用する。

5 給与条例第21条第5項の規定は、任期の定めが6か月以上の職員の勤勉手当の支給について準用する。

別表第1を次のように改める。

職務の級	1級	2級
------	----	----

号給	給料月額	給料月額
	円	円
1	162,100	208,000
2	163,200	209,700
3	164,400	211,400
4	165,500	212,900
5	166,600	214,400
6	167,700	216,200
7	168,800	217,900
8	169,900	219,600
9	170,900	221,100
10	172,300	222,600
11	173,600	224,100
12	174,900	225,600
13	176,100	226,800
14	177,600	228,200
15	179,100	229,600
16	180,700	231,000
17	181,800	232,400
18	183,200	234,000
19	184,600	235,500
20	186,000	236,900
21	187,300	238,100
22	189,600	239,700
23	191,800	241,200
24	194,000	242,600
25	196,200	243,600
26	197,900	245,100
27	199,400	246,400
28	200,900	247,600
29	202,400	248,700
30	203,800	249,700
31	205,200	250,600
32	206,600	251,500
33	208,000	252,400
34	209,300	253,300
35	210,600	254,100
36	211,900	254,900
37	213,200	255,600
38	214,400	256,700

39	215,600	257,900
40	216,700	259,000
41	217,800	260,200
42	218,900	261,400
43	219,900	262,500
44	220,900	263,600
45	221,800	264,700
46	222,700	265,800
47	223,600	266,900
48	224,500	267,900
49	225,400	268,900
50	226,300	269,900
51	227,200	270,900
52	228,100	271,800
53	228,900	272,700
54	229,800	273,600
55	230,700	274,500
56	231,500	275,400
57	231,800	276,300
58	232,600	277,200
59	233,300	278,100
60	233,900	279,000
61	234,500	280,000
62	235,200	281,000
63	235,800	281,900
64	236,300	282,800
65	236,800	283,300
66	237,300	284,000
67	237,800	284,700
68	238,400	285,600
69	238,900	286,600
70	239,400	287,400
71	239,900	288,200
72	240,400	289,000
73	240,900	289,700
74	241,400	290,200
75	241,800	290,600
76	242,300	291,000
77	242,800	291,200
78	243,300	291,500

79	243,800	291,700
80	244,300	292,000
81	244,700	292,200
82	245,200	292,400
83	245,600	292,700
84	246,000	292,900
85	246,400	293,200
86	246,800	293,500
87	247,200	293,800
88	247,600	294,100
89	248,000	294,400
90	248,500	294,800
91	248,800	295,100
92	249,100	295,500
93	249,400	295,700
94		295,900
95		296,200
96		296,600
97		296,800
98		297,100
99		297,500
100		297,900
101		298,100
102		298,400
103		298,800
104		299,100
105		299,300
106		299,600
107		300,000
108		300,300
109		300,500
110		300,900
111		301,300
112		301,600
113		301,800
114		302,000
115		302,300
116		302,700
117		302,900
118		303,100

119		303,400
120		303,700
121		304,100
122		304,300
123		304,600
124		304,900
125		305,200

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第6号

美浜町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に
関する条例の一部を改正する条例について

美浜町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和6年3月4日提出

美浜町長 八 谷 充 則

提案理由

この案を提出するのは、地方自治法の一部を改正する法律及び一般職の
職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、本条例を改正する必要がある
からである。

美浜町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

美浜町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年美浜町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第14条第4項各号列記以外の部分中「100分の120」を「100分の122.5」に改め、同条第5項中「基準日」を「基準日現在」に改める。

第14条の次に次の1条を加える。

（勤勉手当）

第14条の2 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する任期の定めが6か月以上の職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として町長が規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）に対し、当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6か月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の町長が規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、町長が規則で定める基準に従って任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の総額は、勤勉手当の支給を受ける当該職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6か月以内の在職期間において、第7条の規定により支給された報酬（第8条に規定する初任給調整に係る報酬、第11条に規定する時間外勤務に係る報酬、第12条に規定する休日勤務に係る報酬、第13条に規定する夜間勤務に係る報酬及び第15条に規定する特殊勤務に係る報酬を除く。）の1か月当たりの平均額とする。

- 4 前条第2項及び第3項の規定は、勤勉手当の支給について準用する。
- 5 給与条例第21条第5項の規定は、任期の定めが6か月以上の職員の勤勉手当の支給について準用する。

別表第1を次のように改める。

職務の級	1級	2級
号給	報酬月額	報酬月額
	円	円
1	162,100	208,000
2	163,200	209,700
3	164,400	211,400
4	165,500	212,900
5	166,600	214,400
6	167,700	216,200
7	168,800	217,900
8	169,900	219,600
9	170,900	221,100
10	172,300	222,600
11	173,600	224,100
12	174,900	225,600
13	176,100	226,800
14	177,600	228,200
15	179,100	229,600
16	180,700	231,000
17	181,800	232,400
18	183,200	234,000
19	184,600	235,500
20	186,000	236,900
21	187,300	238,100
22	189,600	239,700
23	191,800	241,200
24	194,000	242,600
25	196,200	243,600
26	197,900	245,100
27	199,400	246,400
28	200,900	247,600
29	202,400	248,700
30	203,800	249,700
31	205,200	250,600

32	206,600	251,500
33	208,000	252,400
34	209,300	253,300
35	210,600	254,100
36	211,900	254,900
37	213,200	255,600
38	214,400	256,700
39	215,600	257,900
40	216,700	259,000
41	217,800	260,200
42	218,900	261,400
43	219,900	262,500
44	220,900	263,600
45	221,800	264,700
46	222,700	265,800
47	223,600	266,900
48	224,500	267,900
49	225,400	268,900
50	226,300	269,900
51	227,200	270,900
52	228,100	271,800
53	228,900	272,700
54	229,800	273,600
55	230,700	274,500
56	231,500	275,400
57	231,800	276,300
58	232,600	277,200
59	233,300	278,100
60	233,900	279,000
61	234,500	280,000
62	235,200	281,000
63	235,800	281,900
64	236,300	282,800
65	236,800	283,300
66	237,300	284,000
67	237,800	284,700
68	238,400	285,600
69	238,900	286,600
70	239,400	287,400
71	239,900	288,200

72	240,400	289,000
73	240,900	289,700
74	241,400	290,200
75	241,800	290,600
76	242,300	291,000
77	242,800	291,200
78	243,300	291,500
79	243,800	291,700
80	244,300	292,000
81	244,700	292,200
82	245,200	292,400
83	245,600	292,700
84	246,000	292,900
85	246,400	293,200
86	246,800	293,500
87	247,200	293,800
88	247,600	294,100
89	248,000	294,400
90	248,500	294,800
91	248,800	295,100
92	249,100	295,500
93	249,400	295,700
94		295,900
95		296,200
96		296,600
97		296,800
98		297,100
99		297,500
100		297,900
101		298,100
102		298,400
103		298,800
104		299,100
105		299,300
106		299,600
107		300,000
108		300,300
109		300,500
110		300,900
111		301,300

112		301,600
113		301,800
114		302,000
115		302,300
116		302,700
117		302,900
118		303,100
119		303,400
120		303,700
121		304,100
122		304,300
123		304,600
124		304,900
125		305,200

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第7号

美浜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
について

美浜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のと
おり提出する。

令和6年3月4日提出

美浜町長 八 谷 充 則

提案理由

この案を提出するのは、地方自治法の一部を改正する法律に伴い、本条
例の一部を改正する必要があるからである。

美浜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

美浜町職員の育児休業等に関する条例(平成4年美浜町条例第1号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)を除く。)」を削る。

第8条中「会計年度任用職員」を「地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 8 号

美浜町消防団条例の一部を改正する条例について
美浜町消防団条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 3 月 4 日提出

美浜町長 八 谷 充 則

提案理由

この案を提出するのは、消防団の出動報償金の区分及び額を変更するため、本条例を改正する必要があるからである。

美浜町消防団条例の一部を改正する条例

美浜町消防団条例(昭和41年美浜町条例第13号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項を次のように改める。

団員が職務に従事したときは、別表に定める区分により同項に定める報償金を支給する。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第15条関係)

区分		出動報償金の額(1回につき)
災害出動(行方不明者捜索を含む。)	活動時間が4時間以内のとき	4,000円
	活動時間が4時間を超えるとき	8,000円
警戒、警備、教育、訓練、式典、防火業務等の出動		2,400円

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 9 号

美浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例に
ついて

美浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 3 月 4 日提出

美浜町長 八 谷 充 則

提案理由

この案を提出するのは、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正の施行に伴い、本条例を改正する必要があるからである。

美浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

美浜町消防団員等公務災害補償条例(昭和41年美浜町条例第14号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号本文中「8,900円」を「9,100円」に改める。

別表中

「

団長及び副団長	12,440円	13,320円	14,200円
分団長	10,670円	11,550円	12,440円
班長及び団員	8,900円	9,790円	10,670円

」

を

「

団長及び副団長	12,500円	13,350円	14,200円
分団長	10,800円	11,650円	12,500円
班長及び団員	9,100円	9,950円	10,800円

」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の美浜町消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた美浜町消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償(以下この項において「損害補償」という。)並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金(以下この項において「傷病補償年金等」という。)について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償(傷病補償年金等を除く。)及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議案第10号

美浜町漁港管理条例等の一部を改正する条例について
美浜町漁港管理条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和6年3月4日提出

美浜町長 八 谷 充 則

提案理由

この案を提出するのは、根拠法の一部改正に伴い、本条例等を改正する必要があるからである。

美浜町漁港管理条例等の一部を改正する条例

(美浜町漁港管理条例の一部改正)

第 1 条 美浜町漁港管理条例(昭和 60 年美浜町条例第 28 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

(美浜町漁港土砂採取料等徴収条例の一部改正)

第 2 条 美浜町漁港土砂採取料等徴収条例(平成 12 年美浜町条例第 22 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第 2 条第 1 項及び第 2 項を次のように改める。

- 1 漁港の区域内の水域(町以外の者がその権原に基づき管理する土地に係る水域を除く。)及び公共空地について法第 39 条第 1 項の規定による採取若しくは占用の許可を受けた者又は法第 43 条第 4 項に規定する認定計画実施者(法第 44 条第 1 項に規定する認定計画において法第 42 条第 2 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項(水面又は土地の占有に係るものに限る。))又は法第 50 条第 1 項各号に掲げる事項を定めた者に限る。)(以下「採取者等」という。))からは、別表第 1 又は別表第 2 に定めるところに従って計算した土砂採取料等を徴収する。ただし、法第 39 条第 4 項に規定する者についてはこの限りではない。
- 2 前項の規定にかかわらず、占有の期間が 1 月未満の占有についての占有料の額は、別表第 2 占有料の額の欄に定める金額に、当該占有の期間に相当する期間を同表単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に消費税相当額(消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)第 29 条に規定する消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 72 条の 83 に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額をいう。以下同じ。))を加算した額(その額が 100 円に満

たない場合にあつては、100円)とし、その額に1円未満の端数が生じたときは切り捨てるものとする。ただし、当該占用の期間が翌年度にわたる場合においては、同表占用料の額の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に消費税相当額を加算した額(その額が100円に満たない場合にあつては、100円)の合計額とし、その額に1円未満の端数が生じたときは切り捨てるものとする。

第3条ただし書中「まで」を「までに」に改める。

第4条ただし書中「法第39条第1項の規定による採取又は占用の許可を受けた者」を「採取者等」に改める。

別表第2備考5中「場合」を「占用物件」に改め、「その期間が1月未満のとき、又はその期間に」及び「、その期間又は端数を」を削り、「計算する」の次に「ものとする」を加える。

(美浜町漁港漁場整備事業分担金徴収条例の一部改正)

第3条 美浜町漁港漁場整備事業分担金徴収条例(平成5年美浜町条例第11号)の一部を次のように改正する。

第1条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 1 1 号

美浜町ふれあい公園の設置及び管理に関する条例について
美浜町ふれあい公園の設置及び管理に関する条例を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 3 月 4 日 提出

美浜町長 八 谷 充 則

提案理由

この案を提出するのは、ふれあい公園の設置及び管理に必要があるからである。

美浜町ふれあい公園の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2の規定に基づき、美浜町ふれあい公園(以下「公園」という。)の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 町長は、住民の遊びの場及び憩いと集いの場を提供することにより、住民の健康増進、住民相互の交流の促進及び地域の生活環境の向上を図るため、公園を設置する。

2 公園の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(行為の制限)

第3条 公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、町長の許可を受けなければならない。

(1) 物品販売、募金その他これらに類する行為をすること。

(2) 業として写真又は映画を撮影すること。

(3) 興行を行うこと。

(4) 競技会、展示会、集会その他これらに類する催しのために公園の全部又は一部を独占して利用すること。

2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は公園施設、行為の内容その他町長の指示する事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。

3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を町長に提出して許可を受けなければならない。

4 町長は、第1項に掲げる行為が公衆の公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は前項の許可を与えることができる。

5 町長は、第1項又は第3項の許可に公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(行為の禁止)

第4条 公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、前条第1項又は第3項の許可に係るものについては、この限りでない。

- (1) 公園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 魚鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 指定された場所以外の場所へ自動車等を乗り入れ、又はとめ置くこと。
- (8) 危険のおそれのある行為をすること。
- (9) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認める行為をすること。
- (10) 公園をその用途外に使用すること。

(利用禁止又は制限及び利用の中止命令)

第5条 町長は、公園の損壊その他の理由により、その利用が危険であると認められる場合又は公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

2 町長は、公共の福祉のためやむを得ない理由があるとき又は前条第9号の規定に該当すると認めるときは、利用者に対して利用の中止を命ずることができる。

(占有の許可の申請)

第6条 町長以外の者が工作物その他物件若しくは施設を設置し公園を占有しようとするときは、占有の目的、期間、場所、物件等の構造、公園の復旧方法その他町長の指示する事項を記載した申請書を町長に提出し許可を受けなければならない。

2 許可の期間は、5年以内とする。

- 3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を町長に提出して許可を受けなければならない。

(設計書等)

第7条 公園の占用の許可を受けようとする者又はそれらの許可を受けた事項の一部を変更しようとする者は、当該許可の申請書に設計書、仕様書及び図面を添付しなければならない。

(使用料)

第8条 第3条第1項若しくは第3項又は第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、別表第2に掲げる額の使用料を納付しなければならない。

- 2 使用料は、第3条第1項若しくは第3項又は第6条第1項若しくは第3項の許可を受けたときに徴収する。
- 3 既納の使用料は、還付しない。ただし、町長が特に必要と認める場合においては、使用料の全部又は一部を還付することができる。
- 4 町長は、公益上その他特別な理由があると認める場合においては、使用料を減免することができる。

(監督処分)

第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは公園からの退去を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者

(2) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者

(3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者

- 2 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- (1) 公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
- (2) 公園の保全又は公衆の公園の利用に著しい支障が生じた場合
- (3) 公園の管理上やむを得ない必要が生じた場合

(原状回復)

第 10 条 第 6 条第 1 項又は第 3 項の許可を受けた者は、公園の占用の期間が満了したとき、又は公園の占用を廃止したときは、ただちに公園を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適当な場合においては、この限りでない。

2 町長は、第 6 条第 1 項又は第 3 項の許可を受けた者に対して、前項の規定による原状の回復又は原状に回復することが不適当な場合の措置について必要な指示をすることができる。

(届出)

第 11 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該行為をした者は、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

- (1) 第 6 条第 1 項又は第 3 項の許可を受けた者が、公園の占用に関する工事を完了したとき。
- (2) 前号に掲げる者が、管理又は公園の占用を廃止したとき。
- (3) 第 1 号に掲げる者が、前条第 1 項の規定により公園を原状に回復したとき。
- (4) 第 9 条第 1 項又は第 2 項の規定により同条第 1 項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。
- (5) 公園を構成する土地物件について所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転したとき。

(損害賠償)

第 12 条 公園の利用者が故意又は過失によって、公園の施設等を毀損又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、町長が損害を賠償させることが適当でないと認めたときは、この限りでない。

(その他)

第 13 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(美浜町児童遊園条例の廃止)

2 美浜町児童遊園条例(昭和 53 年美浜町条例第 29 号)は廃止する。

別表第 1(第 2 条関係)

名称	位置
大池ふれあい公園	布土字大池 183 番
北亀井ふれあい公園	布土字北亀井 27 番 9
郷下ふれあい公園	布土字郷下 1 番 14
時志ふれあい公園	時志字北郷中 37 番 2
北方ふれあい公園	北方字東側 43 番
上前田ふれあい公園	河和字上前田 81 番 14
北田面ふれあい公園	河和字北田面 166 番 1
河和ふれあい公園	河和字北屋敷 23 番 1
古布ふれあい公園	古布字九条 1 番 2
屋敷ふれあい公園	古布字屋敷 164 番 4
中平井ふれあい公園	豊丘字中平井 77 番 18
切山ふれあい公園	豊丘字長端 6 番
小野浦ふれあい公園	小野浦字奥法 93 番
細目ふれあい公園	野間字富具崎 252 番
一色ふれあい公園	野間字本郷 3 番 10
若松ふれあい公園	野間字中町 130 番
野間ふれあい公園	野間字石名原 111 番
柿並ふれあい公園	野間字小松川 37 番 11
天野ふれあい公園	奥田字天野 1 番 4
奥田南ふれあい公園	奥田字南側 78 番 1
奥田北ふれあい公園	奥田字石畑 238 番
新居ふれあい公園	上野間字新居 51 番 2
上野間ふれあい公園	上野間字北川 62 番 1

別表第 2(第 8 条関係)

区分		単位	金額
公園を占	電柱、変圧塔その他これらに類するものの設置	美浜町道路占用料条例(昭和 54 年美浜町	

用する場 合	水道管等その他これらに類する地下埋設物の設置	条例第 33 号)別表の単位及び占用料
公園を 使用す る場 合	物品販売、募金その他これらに類する行為、業としての写真又は映画の撮影、興行、競技会、展示会、集会その他これらに類する行為のため設けられる工作物類	美浜町都市公園条例(平成 4 年美浜町条例第 23 号)別表第 3 の単位及び使用料
	物品販売、募金その他これらに類する行為	
	業としての写真の撮影又は映画の撮影	

議案第12号

美浜町水道事業の設置等に関する条例及び美浜町農業集落排水事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

美浜町水道事業の設置等に関する条例及び美浜町農業集落排水事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和6年3月4日提出

美浜町長 八 谷 充 則

提案理由

この案を提出するのは、地方自治法の一部改正に伴い、本条例を改正する必要があるからである。

美浜町水道事業の設置等に関する条例及び美浜町農業集落排水事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(美浜町水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 1 条 美浜町水道事業の設置等に関する条例(昭和 43 年美浜町条例第 9 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条中「第 243 条の 2 の 2」を「第 243 条の 2 の 8」に改め

(美浜町農業集落排水事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 2 条 美浜町農業集落排水事業の設置等に関する条例(令和 5 年美浜町条例第 23 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条中「第 243 条の 2 の 2」を「第 243 条の 2 の 8」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 13 号

美浜町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
美浜町水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 3 月 4 日提出

美浜町長 八 谷 充 則

提案理由

この案を提出するのは、水道法の一部改正に伴い、本条例を改正する必要があるからである。

美浜町水道事業給水条例の一部を改正する条例

美浜町水道事業給水条例(平成10年美浜町条例第13号)の一部を次のように改正する。

第5条中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

第33条第2項ただし書中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 1 4 号

美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 3 月 4 日提出

美浜町長 八 谷 充 則

提案理由

この案を提出するのは、国民健康保険税率の見直し及び地方税法施行令の一部改正に伴い、本条例を改正する必要があるからである。

美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

美浜町国民健康保険税条例(昭和36年美浜町条例第46号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「20万円」を「22万円」に改める。

第3条第1項中「6.2」を「7.88」に改める。

第5条中「24,000円」を「35,400円」に改める。

第5条の2第1号中「22,000円」を「23,000円」に改め、同条第2号中「11,000円」を「11,500円」に改め、同条第3号中「16,500円」を「17,250円」に改める。

第6条中「2.3」を「2.88」に改める。

第7条の2中「8,000円」を「11,800円」に改める。

第7条の3第1号中「7,000円」を「8,000円」に改め、同条第2号中「3,500円」を「4,000円」に改め、同条第3号中「5,250円」を「6,000円」に改める。

第8条中「2.0」を「2.47」に改める。

第9条の2中「9,000円」を「12,300円」に改める。

第9条の3中「被保険者均等割額」を「世帯別平等割額」に、「6,000円」を「6,300円」に改める。

第24条第1項各号列記以外の部分中「20万円」を「22万円」に改め、同項第1号ア中「16,800円」を「24,780円」に改め、同号イ(ア)中「15,400円」を「16,100円」に改め、同号イ(イ)中「7,700円」を「8,050円」に改め、同号イ(ウ)中「11,550円」を「12,075円」に改め、同号ウ中「5,600円」を「8,260円」に改め、同号エ(ア)中「4,900円」を「5,600円」に改め、同号エ(イ)中「2,450円」を「2,800円」に改め、同号エ(ウ)中「3,675円」を「4,200円」に改め、同号オ中「6,300円」を「8,610円」に改め、同号カ中「4,200円」を「4,410円」に改め、同項第2号ア中「12,000円」を「17,700円」に改め、同号イ(ア)中「11,000円」を「11,500円」に改め、同号イ(イ)中「5,500円」を「5,750円」に改め、同号イ(ウ)中「8,250円」を「8,625円」に改

め、同号ウ中「4,000円」を「5,900円」に改め、同号エ(ア)中「3,500円」を「4,000円」に改め、同号エ(イ)中「1,750円」を「2,000円」に改め、同号エ(ウ)中「2,625円」を「3,000円」に改め、同号オ中「4,500円」を「6,150円」に改め、同号カ中「3,000円」を「3,150円」に改め、同項第3号ア中「4,800円」を「7,080円」に改め、同号イ(ア)中「4,400円」を「4,600円」に改め、同号イ(イ)中「2,200円」を「2,300円」に改め、同号イ(ウ)中「3,300円」を「3,450円」に改め、同号ウ中「1,600円」を「2,360円」に改め、同号エ(ア)中「1,400円」を「1,600円」に改め、同号エ(イ)中「700円」を「800円」に改め、同号エ(ウ)中「1,050円」を「1,200円」に改め、同号オ中「1,800円」を「2,460円」に改め、同号カ中「1,200円」を「1,260円」に改め、同条第2項第1号ア中「3,600円」を「5,310円」に改め、同号イ中「6,000円」を「8,850円」に改め、同号ウ中「9,600円」を「14,160円」に改め、同号エ中「12,000円」を「17,700円」に改め、同項第2号ア中「1,200円」を「1,770円」に改め、同号イ中「2,000円」を「2,950円」に改め、同号ウ中「3,200円」を「4,720円」に改め、同号エ中「4,000円」を「5,900円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の美浜町国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第15号

美浜町介護保険条例の一部を改正する条例について

美浜町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和6年3月4日提出

美浜町長 八谷充則

提案理由

この案を提出するのは、介護保険法施行令及び介護保険法施行規則の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要があるからである。

美浜町介護保険条例の一部を改正する条例

美浜町介護保険条例(平成12年美浜町条例第11号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項各号列記以外の部分中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改め、同項第1号中「第39条」を「第38条」に、「30,600円」を「25,100円」に改め、同項第2号中「第39条」を「第38条」に、「45,900円」を「37,800円」に改め、同項第3号中「第39条」を「第38条」に、「45,900円」を「38,000円」に改め、同項第4号中「第39条」を「第38条」に、「55,000円」を「49,600円」に改め、同項第5号中「第39条」を「第38条」に、「61,200円」を「55,200円」に改め、同項第6号柱書中「次のいずれかに該当する者」を「令第38条第1項第6号に掲げる者」に、「73,400円」を「66,200円」に改め、同号ア及びイを削り、同項第7号柱書中「次のいずれかに該当する者」を「令第38条第1項第7号に掲げる者」に、「79,500円」を「71,700円」に改め、同号ア及びイを削り、同項第8号柱書中「次のいずれかに該当する者」を「令第38条第1項第8号に掲げる者」に、「91,800円」を「82,800円」に改め、同号ア及びイを削り、同項第9号柱書中「次のいずれかに該当する者」を「令第38条第1項第9号に掲げる者」に、「104,000円」を「93,800円」に改め、同号ア及びイを削り、同項第10号柱書中「次のいずれかに該当する者」を「令第38条第1項第10号に掲げる者」に、「110,100円」を「104,800円」に改め、同号ア及びイを削り、同項第11号柱書中「次のいずれかに該当する者」を「令第38条第1項第11号に掲げる者」に、「116,200円」を「115,900円」に改め、同号ア及びイを削り、同項第12号中「前各号のいずれにも該当しない者」を「令第38条第1項第12号に掲げる者」に、「122,400円」を「126,900円」に改め、同項に次の1号を加える。

(13) 令第38条第1項第13号に掲げる者 132,400円

第5条第2項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「18,300円」を「15,700円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「18,300円」を「15,700円」に、「30,600円」を「26,700円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「18,300円」を「15,700円」に、「42,800円」を「37,800円」に改める。

第7条第3項中「令第39条第1項第1号イ」を「令第38条第1項第1号イ」に、「又は第9号ロ」を「、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロ」に、「令第39条第1項第1号から第9号まで」を「令第38条第1項第1号から第12号まで」に改め、同条第4項中「1円」を「100円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の美浜町介護保険条例第5条の規定は、令和6年度以降の年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第16号

美浜町使用料条例の一部を改正する条例について

美浜町使用料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和6年3月4日提出

美浜町長 八谷充則

提案理由

この案を提出するのは、美浜町保健センターの目的外使用の廃止に伴い、本条例を改正する必要があるからである。

美浜町使用料条例の一部を改正する条例

美浜町使用料条例(昭和48年美浜町条例第22号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

行政財産の目的外使用	美浜町役場	自販機コーナー	1月	販売額に100分の15を乗じて得た額(10円未満の端数は切り捨てる。)	その月に係る分について翌月20日まで	
	美浜町保健センター	集団指導室	1時間	1,470円	使用の許可を受けたとき。	冷房又は暖房を使用するときは、1時間につき1,260円を加算した額とする。
		栄養指導室	1時間	580円		ガス及び水道を使用するときは、1時間につき160円、冷房又は暖房を使用するときは、1時間につき530円を加算した額とする。
	体育館	布土小学校及び奥田小学校	1時間	1,050円	使用の許可を受けたとき。	照明施設を使用するときは、1時間につき110円を加算した額とする。

」

を

「

行政財産の目的外使用	美浜町役場	自販機コーナー	1月	販売額に100分の15を乗じて得た額(10円未満の端数は切り捨てる。)	その月に係る分について翌月20日まで	
	体育館	布土小学校及	1時間	1,050円	使用の許可を受けたとき。	照明施設を使用するときは、1時間につき110

		び奥田 小学校				円を加算した額 とする。
--	--	------------	--	--	--	-----------------

」

に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 17 号

町道路線の廃止及び認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 1 項、第 2 項及び第 10 条第 1 項、第 3 項の規定に基づき道路の路線を別紙のように廃止及び認定する。

令和 6 年 3 月 4 日提出

美浜町長 八 谷 充 則

提案理由

この案を提出するのは、本町内の道路の実状を調査し、的確な路線の廃止及び認定の必要があるからである。

町 道 廃 止 路 線

整理 番号	道路の 種類	路線名	起 点	幅員 (m)	延長 (m)	重要な 経過地
			終 点			
1	町道	1047 号線	美浜町大字上野間字中新田 9-5 番地先から 美浜町大字上野間字曾木廻間 9-59 番地先まで	2.00 10.20	1114.8	
2	町道	6102 号線	美浜町大字古布字榊池 56-26 番地先から 美浜町大字古布字榊池 56-107 番地先まで	1.50 5.00	414.3	
3	町道	6103 号線	美浜町大字古布字榊池 56-109 番地先から 美浜町大字古布字榊池 56-121 番地先まで	2.00 7.00	91.4	

町道認定路線

整理 番号	道路の 種類	路線名	起 点	延長 (m)	重要な経過地
			終 点		
1	町道	1047 号線	美浜町大字上野間字中新田 9-1 番地先から 美浜町大字上野間字曾木廻間 9-47 番地先まで	935.3	
2	町道	6102 号線	美浜町大字古布字柵池 56-26 番地先から 美浜町大字古布字柵池 56-39 番地先まで	173.3	